

## 第 9 9 4 回 教 育 委 員 会

平成26年4月24日  
県庁舎1001会議室

1 開 会 午後2時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

- (1) 平成26年3月新規高等学校卒業者の就職内定状況について  
    《 資料配布のみ 》 (高校教育課)
- (2) 山形県いじめ防止基本方針について (義務教育課)
- (3) いじめに関する調査結果について (義務教育課、高校教育課)

5 議 事

- 議第1号 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館に係る指定管理者の募集について (総務課、文化財・生涯学習課)
- 議第2号 平成26年度山形県教科用図書選定審議会委員の委嘱(任命)について (義務教育課)
- 議第3号 山形県社会教育委員の委嘱(任命)について (文化財・生涯学習課)

6 閉 会

## 平成26年3月新規高等学校卒業者の就職内定状況（3月末現在）

	希望者数（人）			内定者数（人）			内定率（％）			未内定者数（人）		
	県内	県外	合計	県内	県外	合計	県内	県外	合計	県内	県外	合計
本年	2,434	713	3,147	2,416	710	3,126	99.3	99.6	99.3	18	3	21
公立	1,662	514	2,176	1,649	512	2,161	99.2	99.6	99.3	13	2	15
私立	772	199	971	767	198	965	99.4	99.5	99.4	5	1	6
村山	1,184	159	1,343	1,171	158	1,329	98.9	99.4	99.0	13	1	14
最上	144	62	206	144	62	206	100.0	100.0	100.0	0	0	0
置賜	437	134	571	436	134	570	99.8	100.0	99.8	1	0	1
庄内	669	358	1,027	665	356	1,021	99.4	99.4	99.4	4	2	6
前年	2,475	728	3,203	2,435	725	3,160	98.4	99.6	98.7	40	3	43
対前年比	▲ 41	▲ 15	▲ 56	▲ 19	▲ 15	▲ 34	0.9	0.0	0.6	▲ 22	0	▲ 22

\* 本調査には、縁故・自営・公務員を含んでいる。内定率の増減はポイント数である。

# 山形県いじめ防止基本方針

## 【概要版】

平成26年4月 山形県

○ 人はかけがえのない存在であり、県民一人一人が「いのち」輝く人間として生きていく社会の実現を目指していく必要がある。

学校においては、子どもたちに自他の「生命」の尊さと人間としての「生き方」の自覚を促し、育てていく「いのち」の教育を大切にを進めていく必要がある。

○ いじめの問題を考えるときに、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、子どもを見守る大人が、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

いじめの問題は、心豊かで、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する県民的な課題である。

### 第1章 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめの問題の対策について、学校・家庭・地域・関係機関が連携を図りながら、より実効的に進めるため、以下の取組を定める。

- ① 地方公共団体や学校における組織体制の整備
- ② いじめへの組織的な対応
- ③ ネット上のいじめへの対応
- ④ 重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用
- ⑤ 点検・評価と不断の見直し

### 用語の定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### 〈いじめの態様〉

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

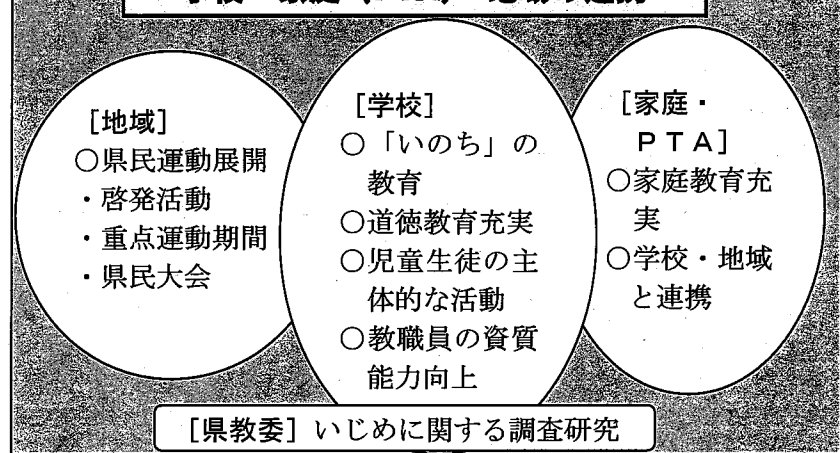
## 第II章 いじめ防止等の基本的施策

### 未然防止

—学校・家庭(PTA)・地域と連携した取組—

- (1) 「いじめ・非行をなくそう」やまがた県民運動」による県民一丸となった運動を展開する。
- (2) 児童生徒の主体的な活動を推進するとともに、児童生徒が互いに信頼し合える集団づくりを行う。
- (3) PTA組織や保護者同士のネットワークを生かした特色ある取組を推進する。

#### 学校・家庭(PTA)・地域の連携

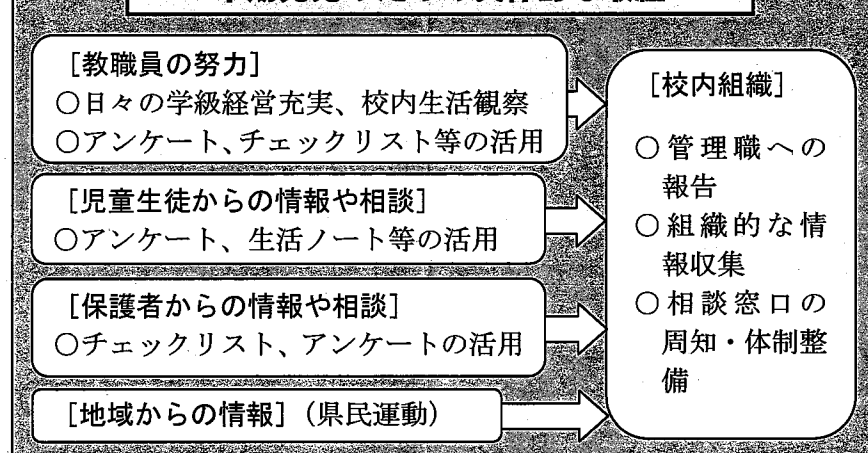


### 早期発見

—いじめに気づく、見逃さない努力と工夫—

- (1) 良好な人間関係づくりを通じ、いじめを訴えやすい学級経営に努める。
- (2) アンケートや個別面談等により、事実関係を詳しく聴き取り、継続的に注視していく。
- (3) 担任一人で抱え込むことなく、「組織」で対応し、情報を共有しながら、丁寧に見届ける。

#### 早期発見のための具体的な取組

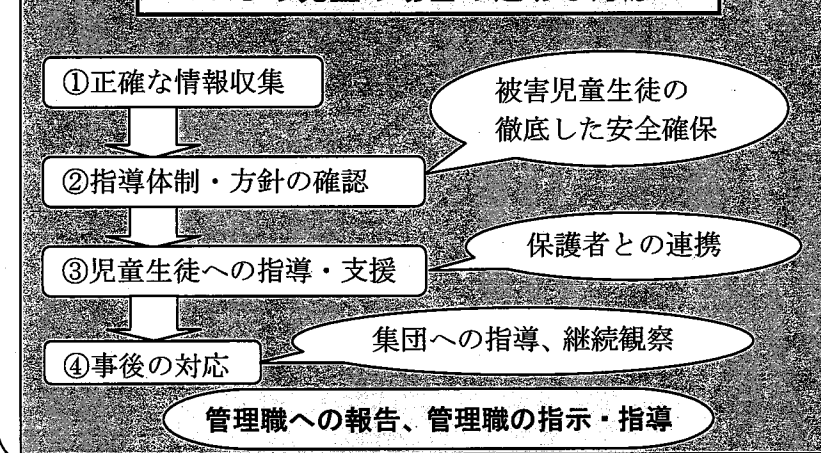


### 適切な対応

—徹底した組織的対応—

- (1) いじめを認知した場合、躊躇なく報告し、校長のリーダーシップのもと、組織的に対応する。
- (2) 迅速かつ丁寧に保護者へ事実関係を伝えるとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- (3) 校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や体制を確認し、役割を分担しながら、継続的に対応する。

#### いじめ発生の場合の適切な対応



## 第III章 ネット上のいじめへの対応

—スマホ・携帯等ネット上のいじめの未然防止と適切な対応—

#### [ネット上のいじめの実態を知る]

- ネットいじめの類型・掲示板、ブログ、プロフィール、メール、SNS等

#### [ネット上のいじめの未然防止]

- 情報モラル指導
- 家庭・地域・PTAとの連携
- ・フィルタリング、ペアレンタルコントロール、ネットパトロール、研修会等

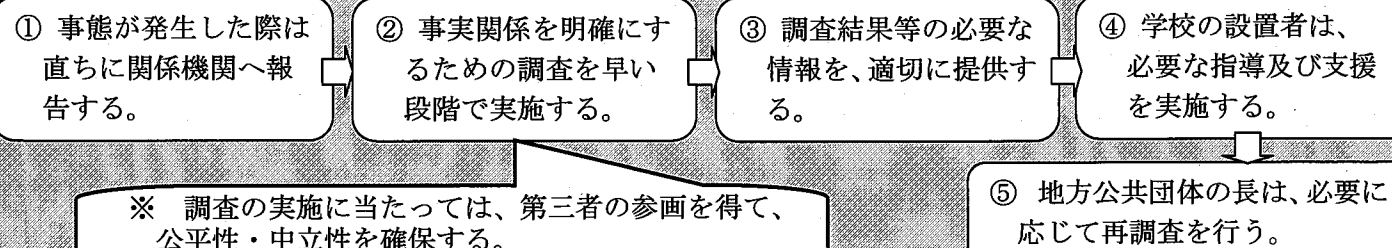
#### [早期発見・早期対応]

- いじめのサイン
- 相談体制整備
- ネットパトロール
- 削除依頼
- 被害防止の取組

## 第IV章 重大事態への対応

#### 基本的な対処の構造

—いじめがあったのではないかと前提で事実に向き合う姿勢—



## 第V章 点検・評価と不断の見直し

—いじめ問題に関する取組が機能しているかを点検し、常に見直しを図りながら推進するPDCAサイクルの確立—

### 点検・評価

#### [県教育委員会等が行う点検・評価]

- いじめの実態に関する調査結果の分析と観察
- ・問題行動等調査
- ・定期調査
- ・事故報告等
- 「山形県いじめ問題審議会」による点検・評価

指導・支援

報告

#### [学校が行う点検・評価]

- 学校評価・教員評価による点検・評価
- ・いじめ防止対策に係る取組「点検表」

#### [山形県いじめ防止基本方針の見直し]

- 不断の見直しと概ね3年を目途にした総点検の実施

# いじめ問題等への組織的対応に係る全体構造

山形県いじめ防止基本方針 推進法12条、条例第3条 → ◎いじめ防止等に係る対策の基本的な方向性 及び 対策の主な内容

※条例は、目的や附属機関など中核的な部分のみ規定

## いじめの防止対策

### 山形県いじめ問題対策連絡協議会

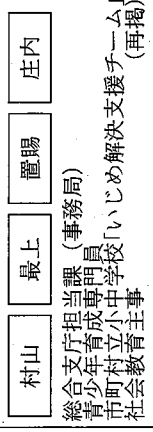
- 推進法14条①、条例第4条
- 目的：いじめ防止等に係る機関・団体の連携を図る。(基本方針に基づく各年度の取組みや実績に関して協議)
- 構成：会長(知事)、県教育委員会、県警察本部、県警察本部、県教育委員会、山形県青少年育成委員会、各校種校長会、県医師会、県臨床心理士会、山形県地方方法務局、市町村教育委員会協議会、山形県青少年育成委員会、各校種校長会、県医師会、県臨床心理士会、県弁護士会、県PTA連合会、大学教員等有志者、他

### 山形県青少年育成委員会

(山形県子育て推進部)

#### いじめ・非行をなくそう県民運動

#### ◇地域協議会 (組織の強化)



#### ◇地区総会 (4地区) 各市町村の担当とのいじめ防止対策の協議

#### ◇市町村民会議

#### ◇青少年育成連絡協議会等

### 家庭



規範意識の醸成

### 山形県総務部

### 山形大学

### 市町村教育委員会

### 山形県教育委員会

- ◇教育庁内いじめ問題対策会議
- ◇青少年育成月例懇談会 (庁内各課・県警)
- ◇生徒指導担当者会議 (教育事務所・センター)

### いじめのない学校づくり推進事業

- 県立学校「いじめ防止・対策支援」事業内容
- ・関係機関との連絡調整
  - ・県立学校における研修実施
  - ・及び相談対応
  - ・支援プログラムの検討

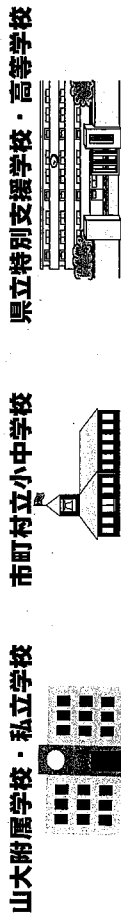
- 市町村立小中学校「いじめ解決支援チーム」(4事務所)
1. 目的
    - ・いじめ未然防止と解決支援
    - ・求めに応じ調査活動協力
  2. 活動 (通常) 相談・指導・助言 (発生時) 調査・解消の支援
  3. 構成員 青少年指導担当、エリアSSW、エリアSC、担当指導主事、(弁護士等)

- ◇基本方針
- ◇いじめ問題対策連絡協議会
- ◇市町村教委の附属機関(第三者機関)
- ◇首長による再調査のための機関

### 県教委附属機関 山形県いじめ問題審議会

- 推進法14条③・28条①、条例第10条
1. 役割
    - ①いじめ防止のための有効な対策を審議する。(全公立学校)
    - ②重大事態発生時の調査検証(県立学校) 法律、医療、心理、福祉、教育等の専門家
  2. 構成

### 学校への指導・支援



1. 学校基本方針の作成 (推進法13条)
2. 「いじめ防止対策」組織の設置 (推進法22条)

## 重大事態発生時

### 山形県いじめ重大事態再調査委員会

- 知事
- 知事附属機関
- 推進法30条②・31条②、条例第18条
- 県教育委員会又は県立・私立学校が行った調査結果について再調査を行う。

議会へ再調査の報告 推進法30条③

### 発生の報告及び調査結果の報告 推進法30条①・31条①

警察署への通報  
～生命・身体又は財産に重大な被害～  
推進法23条⑥

## 重大事態発生



(参考) 県と同様に、重大事態発生の場合  
市町村立学校は市町村長へ報告  
山形大学附属学校は文部科学大臣へ報告  
・地元警察との連携